

役員等報酬規程

社会福祉法人 豊友会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊友会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。ただし、施設長を兼務する役員については、社会福祉法人豊友会就業規則による給与等の定めにより支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職金については、別表第3に定める額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第23条の規定に準ずる額

(5) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程の管理職に関する規定に基づき、旅費（日当、宿泊料、交通費）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程の管理職に関する規定に基づき、旅費（日当、宿泊料、交通費）を支給する。

(代表者の報酬)

第5条 認知症対応型共同生活介護施設の代表者としての報酬は、別表5により支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、当法人給与規程第8条第1項に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後4か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

ただし、理事長については、別表4に定める月額報酬を前項第1号の規定に準じて支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年9月15日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円
業務執行理事	月額 400,000円
理事	月額 300,000円

別表 2（常勤役員等の賞与）

役職名	支給月数
理事長	当法人給与規程に準ずる。
業務執行理事	
理事	

別表 3（常勤役員等の退職金算定式）

役職名	報酬の額
理事長	当法人退職金規程に準ずる。
業務執行理事	
理事	

別表 4（非常勤役員等の報酬）**（1）評議員**

項目	報酬の額	実費弁償費
評議員会への出席及び、法人、施設業務の為の活動	3,000円	1,000円

（注）施設業務の場合は、別途、旅費を支給する。

（2）理事

項目	報酬の額	実費弁償費
理事長	日額50,000円	通勤手当相当
業務執行理事及び理事	日額25,000円	通勤手当相当
理事会等会議への出席及び法人、施設業務の為の活動	3,000円	1,000円

（注）1 業務の場合には、別途、旅費を支給する。

2 理事長については、理事会に出席した場合においても報酬を支給する。

（3）監事

項目	報酬の額	実費弁償費
理事会等への出席及び、法人、施設業務の為の活動	3,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	日額10,000円	5,000円

（注）業務の場合には、別途、旅費を支給する。

別表 5

項 目	報酬の額	実費弁償費
認知症対応型共同生活介護施設代表者	月額100,000円	なし